

# 計 画 書

## 東播都市計画道路の変更（明石市決定）

都市計画道路中 8. 7. 5 0 2 号明石駅南歩行者道を次のように追加する。

| 種<br>別   | 名 称     |              | 位 置              |                  |            | 延長       | 構造<br>形式 | 車線<br>の数 | 幅員 | 地表式の区間における鉄道等との交差の構造 | 備考              |
|----------|---------|--------------|------------------|------------------|------------|----------|----------|----------|----|----------------------|-----------------|
|          | 番号      | 路線名          | 起 点              | 終 点              | 主 な<br>経過地 |          |          |          |    |                      |                 |
| 特殊<br>街路 | 8.7.502 | 明石駅南<br>歩行者道 | 明石市<br>本町一<br>丁目 | 明石市<br>本町一<br>丁目 |            | 約<br>50m | 嵩上式      | —        | 5m |                      | 歩行者<br>専用道<br>路 |

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

## 理 由

別添理由書のとおり



## 理 由 書

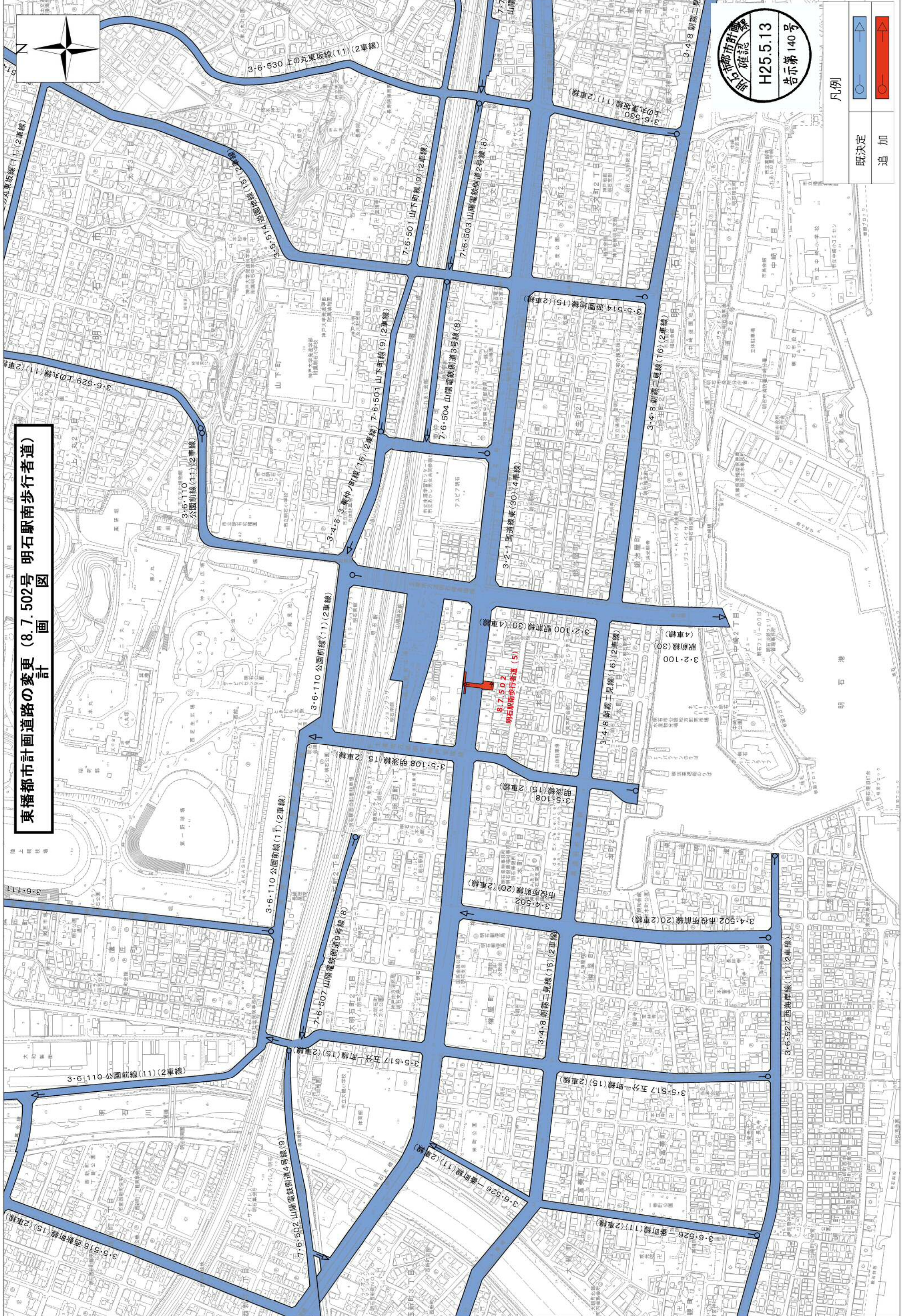
JR 及び山陽電鉄明石駅周辺は、市の玄関口として商業施設が集積するほか、明石公園や淡路島を臨む播磨灘に面するなど、賑わいと潤いのある都市環境にあり、今後もこのような都市環境の充実を図るべき地域として、本市の中心核に位置づけられた地域である。

しかしながら、近年は明石海峡大橋の開通やフェリーの運航廃止、或いは景気の低迷により、商業施設の空室が増加するなど空洞化が顕著化しており、回遊性や賑わいの低下といった課題を有している。そこで、長期的な視野で経済活動の向上や都市機能の充実を図るため、平成 22 年 11 月に国の認定を受けた「明石市中心市街地活性化基本計画」に基づき、中心市街地の回遊性改善などの活性化策に取り組んでいるところである。

今回、「明石駅前南地区第一種市街地再開発事業」と合わせて、駅から国道 2 号以南の中心市街地に接続する動線を確保することで、回遊性の向上による駅前地域の活性化を図るため、当歩行者専用道路を都市計画に位置づけるものである。



東播都市計画道路の変更 (8.7.502号 明石駅南歩行者道) 図 画 計 画 図



明石都市計画  
確認  
H25.5.13  
告示第140号

| 凡例 |  |
|----|--|
| 既定 |  |
| 追加 |  |

1:2,500

0 25 50 100 150 200 250